

「手話広がれ」条例次々

明石市など22自治体

授業や通訳同行拡充 災害時支援にも期待

手話の普及や利用環境の整備を図るため「手話言語条例」を制定する自治体が増えている。各自治体は、健常者が手話を習得できる機会を設けたり、手話通訳の拡充で聴覚障害者の社会参加を促したりといった取り組みを始めた。聴覚障害者でも手話を使えるのは約3割にとどまっており、関係者は「災害時の安全確保などにつなげてほしい」と期待している。

聴覚障害者35万人

10月上旬、兵庫県明石市立高丘東小学校の総合学習の授業で、4年生45人が手話を学んだ。「右

ちは」の意味になります。時計の長針と短針が12時で重なっているように見



授業で手話を学ぶ小学生
(兵庫県明石市の高丘東小学校)

えるでしょう」
同市は4月に「手話言語・障害者コミュニケーション条例」を施行。こ

の目が初めての授業で、講師を務めた明石ろうあ協会の井口康宏さん(68)

のしぐさを手話通訳者の女性が説明すると、児童らは互いに「こんにちは」と繰り返した。

安達弥桜(みお)さん(9)は「初めてだったけれど楽しかった。耳の人が少なく、働きづらい」などという市民の声をた。

全国手話研修センター

(京都市)が実施する全国手話検定試験の受験者は年間約8千人。基本的な約400語を覚え、簡単な日常会話ができる「5級」から、専門的な会話ができる「1級」まである。

5級は週1回の学習を半年続けられ取得できるという、約1万6千人が資格を持つ。

条例を制定した兵庫県篠山市や神戸市は「まずは職

手話であいさつしたい」と笑顔。市は今後3年間で手話学習の授業を市内の全28小学校で実施し「義務教育の段階から触れることで多くの人が手話を使えるようにする」(担当者)ことを目指す。

全日本ろうあ連盟(東京)によると、国内の聴覚障害者約35万人のうち、手話を使うのは約10万人にとどまる。手話条例は、鳥取県が2013年に「職場で手話を使う人が少なく、働きづらい」町が同様の条例を定め

を受けて制定したのが全国初で、これを機に、今年10月までに計22の県と市

員が基本的なコミュニケーションを手話で行うとともに、筆談も使って窓口対応できるレベルにしたい」という。

厚生労働省の委託を受け、国内で使われる一般的な手話を考案する日本手話研究所(京都市)によると、手話の語彙は約1万2千語。「ブラック企業」「地方創生担当」など1年間に約200の新語が生まれている。

1年に200の新語誕生

400語習得で日常会話

職員に受講義務

条例を制定した兵庫県篠山市や神戸市は、一定範囲の職員らに手話研修の受講を義務付けた。篠山市は一部部署の朝礼で手話を取り入れ、神戸市はホームページに手話を学べる市民向けの動画も掲載した。

聴覚障害者の社会参加も促す。神戸市は市役所など公的機関利用時に限

っていた手話通訳者の無償同行サービスを、資格取得で専門学校などへ通う際も利用可能にした。全日本ろうあ連盟京都事務所の西滝憲彦所長は「行政の後押しがあれば手話がより普及する」と評価。その上で「自治体職員が意思疎通できるレベルの手話を身に付け、災害時の情報提供などの支援に用いてほしい」と求めている。